

国民生活センター中期目標の変更について（案）

1. 中期目標の趣旨

独立行政法人通則法に基づき、主務大臣が、独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標を定め、同法人に指示するもの

※中期目標に基づき、国民生活センターが中期計画を作成。

2. 現行の中期目標

平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間を対象とし、業務の質の向上や業務運営の効率化等について定めている。

3. 主な変更内容

本年 4 月より改正独立行政法人通則法に基づき、国民生活センターは中期目標管理法となる。中期目標については、基本的に残りの期間について踏襲されることとされた。

このため、今回は必要最小限の変更にとどめることとし、具体的には平成 25 年 12 月の閣議決定（独立行政法人改革等に関する基本的な方針）や増加する越境消費者トラブルへの対応等のため、以下のとおり変更。

(1) 保有資産の有効活用

①相模原事務所

（変更前）

研修施設の活用方法等を含め、同事務所の在り方について検討する。

（変更後）

研修施設を再開し、その収支を改善するため以下の取組を実施。

- ・ 受講料・宿泊料の適正化
- ・ 一般利用者への貸し出しの活用
- ・ 建物管理等における民間委託の更なる活用

また、消費者教育や高齢者等の見守り体制拡充といった施策を推進するため、事例検定型・参加体験型研修を幅広く実施するとともに、稼働率の維持、向上のため、以下の取組を実施。

- ・ 達成すべき数値目標の設定
- ・ 達成状況の確認・検証
- ・ 多くの者が研修に参加できるような方策の検討

②東京事務所

(変更前)

東京事務所と合築されている建物（品川税務署）の移転時期と同年度内に移転し、国庫納付する。

(変更後)

国庫納付は行わず、引き続き活用する。（品川税務署の移転計画が撤回。）

(2) 苦情相談

①お昼の消費生活相談

平成 25 年 7 月から、試行的に平日の 11 時～13 時のお昼の時間帯に消費者からの直接相談を実施していたが、外部有識者による検証会議によってその効果を確認し、恒常的に実施することとしたため、中期目標に追記。

②越境消費者トラブルに関する苦情相談

平成 27 年度から、地方公共団体の相談窓口の支援の一環として、海外から購入した商品に関するトラブル等の越境消費者トラブルに適切に対応することを追記。

③消費者ホットライン三桁化への対応

消費者ホットライン三桁化（平成 27 年夏頃目途）に伴う消費生活相談件数の増加に対して適切な対応を行うことを追記。

④消費者裁判手続特例法への対応

消費者裁判手続特例法（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律）の施行前事案について、国民生活センターで対応することを追記。